議 事 日 程 (第1号)

令和2年5月19日(火)午前9時開会·開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第15号 専決処分(小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例) の承認を求めることについて (即決)
- 第 5 議案第16号 専決処分(令和2年度小平市一般会計補正予算(第1号)) の承認を求めることについて (即決)
- 第 6 議案第17号 令和2年度小平市一般会計補正予算(第2号) (総務委員会付託)
- 第 7 議案第18号 令和2年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) (厚生委員会付託)
- 第 8 議案第19号 小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (厚生委員会付託)

諸 報 告

- 1 令和2年5月小平市議会臨時会招集の告示について (平総総発第8号)
- 2 提出議案の送付について (平総総発第9号) 議案第15号~第19号
- 3 例月現金出納検査の結果について (報告) (平監発第54号)
- 4 小平市議会説明員の委任について(地方自治法第121条関係)
 - 〇市長から委任を受けた者 (平総総発第2号、第6号)
 - ○教育委員会教育長から委任を受けた者 (平教教教発第1号)
 - ○選挙管理委員会委員長から委任を受けた者 (平選発第2号)
 - ○代表監査委員から委任を受けた者 (平監発第1号)
- 5 小平市議会説明員の変更について(地方自治法第121条関係) 市長から委任を受けた者 (平総総発第5号)
- 6 小平市監査基準の策定について(通知) (平監発第55号)



小平市議会議長 磯 山 亮 殿

小平市監查委員 岡 村 健 司 小平市監查委員 小 林 洋 子

例月現金出納検査の結果について (報告)

このことについて、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき検査を実施した ので、同条第3項の規定によりその結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 検査の実施日 令和2年2月17日(月)
- 2 検査の場所 監査委員室
- 3 検査の対象及び現在日
 - (1) 対象
 - ① 一般会計
 - ② 国民健康保険事業特別会計
 - ③ 後期高齢者医療特別会計
 - ④ 介護保険事業特別会計
 - ⑤ 下水道事業会計
 - ⑥ 運用基金土地開発基金
 - ⑦ 運用基金以外の基金財政調整基金ほか15基金
 - ⑧ 歳入歳出外現金
 - (2) 現在日

令和元年度1月分の収支計算書及び令和2年1月31日現在の保管金の検査

- 4 検査の結果
 - (1) 現金収支の状況について 令和2年1月31日現在の収支現在高は、計数上いずれも誤りのないことが 認められた。
 - (2) 現金保管の状況について 令和2年1月31日現在の保管金は、いずれも誤りのないことが認められた。

別 表 :

①一般会計及び特別会計

令和2年1月31日現在(単位:円)

会	計	本月分	本月末累計	予算現額	予算残額	収入支出割合	本月末	三累計内訳
	収 入	5, 385, 162, 936	47, 144, 067, 527	68, 865, 001, 000	21, 720, 933, 473	68. 5%	現年度	47, 136, 037, 527
	W A	5, 565, 162, 550	11, 111, 001, 021	00, 000, 001, 000	21, 120, 300, 410	00.0%	繰越明許	8, 030, 000
一般会計	支 出	4, 583, 586, 692	47, 701, 022, 679	68, 865, 001, 000	21, 163, 978, 321	69. 3%	現年度	47, 683, 610, 679
	Д Щ	1, 000, 000, 002	17, 701, 022, 013	00, 000, 001, 000	21, 100, 010, 021	00.0%	繰越明許	17, 412, 000
	本月末中	又支差引残高累計	△556, 955, 152	• •				
	収入	1, 325, 210, 433	13, 606, 796, 517	17, 015, 739, 000	3, 408, 942, 483	80.0%		
国民健康保険事業 特別会計	支 出	958, 512, 919	12, 858, 274, 019	17, 015, 739, 000	4, 157, 464, 981	75. 6%		
	本月末中	又支差引残高累計	748, 522, 498					
	収 入	484, 212, 319	3, 228, 906, 039	4, 375, 958, 000	1, 147, 051, 961	73. 8%		·.
後期高齢者医療 特別会計	支 出	444, 742, 405	3, 091, 570, 661	4, 375, 958, 000	1, 284, 387, 339	70. 6%	•	• .
	本月末中	汉支差引残高累計	137, 335, 378					
	収 入	1, 679, 068, 095	10, 688, 748, 747	13, 807, 565, 000	3, 118, 816, 253	77. 4%		
介護保険事業 特別会計	支 出	1, 165, 304, 461	9, 997, 195, 092	13, 807, 565, 000	3, 810, 369, 908	72. 4%		
	本月末	又支差引残高累計	691, 553, 655					

⁽注) 一般会計収入の本月分及び本月末累計は、都民税を含む。

②公営企業会計

令和2年1月31日現在(単位:円)

		_ 		≅L			収	入	支	出	本月末収支差引残高累計
		会		ĦT			本月分	本月末累計	本月分	本月末累計	本方不收文左列及向亲 可
下	水	道	事	業	会	計	175, 188, 990	3, 025, 580, 506	386, 796, 919	2, 535, 405, 212	490, 175, 294

別 表 2

歳入歳出外現金(1月分)

令和2年1月31日現在(単位:円)

前月末残高累計	本月分収入	本月分支出	本月末収支差引残高累計	収入累計	支出累計
258, 081, 074	136, 510, 740	205, 128, 269	189, 463, 545	2, 298, 312, 625	2, 108, 849, 080

一般会計の数値は、繰越明許を含む。

令和2年1月31日現在(単位:円)

		国民健康保険事業	後期高齢者医療	介 護 保 険 事 業	月 3 1 日現往(単位:円)
	一般会計	特別会計	特别会計	特別会計	下水道事業会計
収入 累計	47, 144, 067, 527	13, 606, 796, 517	3, 228, 906, 039	10, 688, 748, 747	3, 025, 580, 506
支 出 累 計	47, 701, 022, 679	12, 858, 274, 019	3, 091, 570, 661	9, 997, 195, 092	2, 535, 405, 212
収支差引残高累計	△556, 955, 152	748, 522, 498	137, 335, 378	691, 553, 655	490, 175, 294
一時借入金	0	. 0	· <u> </u>	. 0	(
	財政調整基金より				
	2,800,000,000 都市計画事業基金より	0	0	0	
資金融通等	2, 000, 000, 000				
	·				
				*.	*-
保 管 金	4, 243, 044, 848	748, 522, 498	137, 335, 378	691, 553, 655	490, 175, 294

				土	地	開	発	基	金	歳	入	歳	出	外	現	金
収	入	累	計				21	l, 95'	7, 888				2,	298,	312,	625
支	出	累	計						0				2,	108,	849,	080
収支	差引	残高	累計				2	l , 95	7, 888				,	189,	463,	545
資	金	融	通				-		0							0
保	徻	ř	金				2	1, 95	7, 888					189,	463,	545

別 表 4

一般会計保管金内訳 (令和元年度)

(単位:円)

· 1	重	別		金		額		ř	Į.	金	5	t
普	通	預	金	4,	236, 0	28, 84	48	り	そ	な	銀	行
会計	管理	者保	管金		7, 0)16, 00	00	会	計	管	理	者
î	}	計		4,	243, 0)44, 84	48			-		

別 表 5

特別会計等保管金内訳(令和元年度)

(単位:円)

r					_		(平)	<u>v. :</u>	117
会 計 等	種	別		金額		預	金	Ħ	t
国民健康保険事業 特別会計	普通	預	金	748, 522, 49)8 ÿ) そ	な	銀	行.
後期高齢者医療特別会計	普通	預	金	137, 335, 37	78 · 1) ~	な	銀	行
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	普通	預	金	691, 553, 68	i5 - 15) そ	な	銀	行
下水道事業会計	普 通	預	金.	490, 165, 29	4 r) そ	な	銀	行
一、但事来五日	企業出紀]員保	:管金	10, 00	0 1	≥ 業	出	納	員
土地開発基金	普通	預	金	21, 957, 88	18 Y)そ	な	銀	行
歳入歳出外現金	普通	預	金	189, 463, 54	.5 y	・そ	な	銀	行

令和2年1月31日現在(単位:円)

					, · · -							r	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10112 1 273 0 2	<u>口况仕(単位:円)</u>
基	1	金	種	別	前月末残高	受	·入	額	払	出	額	本月末残高	預金先	金 額	種別
					 •	•							多摩信用金庫	200, 000, 000	自由金利型(大口)定期
財	政	調	整	基 金	3, 017, 362, 000			() '		. 0	3, 017, 362, 000	りそな銀行	17, 362, 000	普 通 預 金
														2, 800, 000, 000	一般会計へ資金融通
						-					•		大和ネクスト銀行	500, 000, 000	自由金利型(大口)定期
 	協	記 中 1	敗 が	崩基 金	2, 219, 413, 000						0	2, 219, 413, 000	みずほ証券	40, 000, 000	地方債
	, ALL	nx :	ie. V	m 245 312.	2, 219, 410, 000			. `	Ί.	*		2, 213, 413, 000	東京むさし農協	1, 000, 000, 000	自由金利型(大口)定期
									-			, · · · · · · ·	りそな銀行	679, 413, 000	普 通 預 金
										, ,			大和ネクスト銀行	180, 000, 000	自由金利型(大口)定期
	긞	础	手 1	当基金	766, 744, 000						. 0	766, 744, 000	みずほ証券	10, 000, 000	地 方 債
	. 142	494	J =	3 AS. W.	100, 144, 000			`	1		U	100, 144, 000	西武信用金庫	420, 000, 000	自由金利型(大口)定期
٠		,											りそな銀行	156, 744, 000	普 通 預 金
→	1V	垢	鄜	基金	25, 415, 000	•		. (. 0	25, 415, 000	西武信用金庫	20, 000, 000	自由金利型(大口)定期
		<i>III</i>		25 JIC	20, 110, 000		-					20, 110, 000	りそな銀行	5, 415, 000	普通預金
緑	. 1	ヒ	基	金	94, 598, 000						0	94, 598, 000	西武信用金庫	90, 000, 000	自由金利型(大口)定期
1000	· '		<u> </u>	.112_	31, 000, 000		-		1			01, 000, 000	りそな銀行	4, 598, 000	普通預金
国際	亚和	ı <i>†</i> ∈ £	4.	流基金	107, 224, 000			(0	107, 224, 000	西武信用金庫	100, 000, 000	自由金利型(大口)定期
	1 11	· ^>		VIII AS JIC	101, 221, 000							101, 221, 000	りそな銀行	7, 224, 000	普 通 預 金
			1 11						1.				大和ネクスト銀行	50, 000, 000	自由金利型(大口)定期
こみ 推	液重 進		ノザ [,] 基	イクル 金	393, 089, 000)		0	393, 089, 000	西武信用金庫	230, 000, 000	自由金利型(大口)定期
													りそな銀行	113, 089, 000	普 通 預 金
育	- T	英	基	金	36, 647, 000						n	36, 647, 000	西武信用金庫	30, 000, 000	自由金利型(大口)定期
F			<u> </u>	<u>ы</u> .	50, 041, 000				1		·	50, 041, 000	り そ な 銀 行	6, 647, 000	普 通 預 金
離	<u> </u>	研	修	基金	33, 046, 000			(n	33, 046, 000	西武信用金庫	30, 000, 000	自由金利型(大口)定期
144	克	ועיי	155	<u> </u>	20, 040, 000			`	Ί.	•		55, 040, 000	りそな銀行	3, 046, 000	普 通 預 金
144	<u>~</u>	101		25 JIL	20, 040, 000			,	Ί.	•		55, 040, 000	りそな銀行	3, 046, 000	普 通 預 金

_					· ·					· ·			·								
L	基	金	種.	別		前月末残高	受	入	額	払	出	額	本月末残高	預金	先	金	額	Ŧ	重	另	IJ
				٠						·				大和ネクス	ト銀行		50, 000, 000	自由金	利型	(大口)定期
通過	民	健康営	保 基	事	業 金	351, 577, 000		-	0			0	351, 577, 000	東京厚生信	用組合	1	00, 000, 000	自由金	利型	(大口)定期
						• • • • • • • • • • • • • • • • • • •								りそな	銀行	2	201, 577, 000	普	通	預	金
	-											•		大和ネクス	ト銀行	2	200, 000, 000	自由金	和型	大口)定期
		.:												みずほ	証 券		50, 000, 000	地		ī	 債
4	r +	∌ ि सर्व	±r +₩	· #		2 000 061 000			•				2 000 061 000	西武信用	金庫	٠.	20, 000, 000	自由金	利型	(大口)定期
有	th d	計画	争录	产	鈕	3, 920, 961, 000			U		•	U	3, 920, 961, 000	東京厚生信	用組合	4	100, 000, 000	自由金	利型	(大口)定期
														りそな	銀行	1, 2	50, 961, 000	普	通	預	金
						•	_									2,0	000, 000, 000	一般给	会計~	资金	於融通
	企 號	給付費	公 治	##.A		1, 188, 284, 597						. 0	1, 188, 284, 597	東京むさ	し農協	9	80, 000, 000	自由金	利型	(大口)定期
	グロマ	和竹英	77-11	2531		1, 100, 204, 597			, 0	,		U	1, 100, 204, 091	りそな	銀行	2	208, 284, 597	普	通	預	金
	減	債	基	金		4, 800, 000		:	. 0		-	0	4, 800, 000	りそな	銀行	•	4, 800, 000	普	通	預	金
	<i>h</i> ++ ⊨	長 福	4.L -	⊭•		67 200 000			. 0			0	67 209 000	西武信用	金庫		60, 000, 000	自由金	利型	大口)定期
	1 7 (2) 5	花 竹笛	1世 2	五 五	Ž	67, 398, 000			U			U	67, 398, 000	りそな	銀行		7, 398, 000	普	通	預	金
	T *	道	打 张	主 2	۰	1, 357, 236, 000			0			. 0	1, 357, 236, 000	多摩信用	金庫	. 8	00, 000, 000	自由金	利型	大口)定期
	1 /N	. ДЕ. =	F **	245 3	I Z.	1, 551, 250, 000						. 0	1, 557, 250, 000	りそな	銀行	5	57, 236, 000	普	通	預	金
														大和ネクス	ト銀行		20, 000, 000	自由金	利型	大口)定期
		オリノ ・ 未				50, 002, 000			0			0	50, 002, 000	東京むさ	し農協		20, 000, 000	自由金	利型	大口)定期
	-											•		りそな	銀行		10, 002, 000	普	通	預	金
	:	合	計			13, 633, 796, 597			0			0	13, 633, 796, 597								

平総総発第2号令和2年4月1日

小平市議会議長 磯 山 亮 殿

小平市長 小林正則

小平市議会説明員の委任について (通知)

地方自治法第121条の規定による小平市議会の説明を令和2年4月1日から下記の者に 委任したので通知します。

記

職	氏	3	名	• • •
副市長	伊	藤	俊	哉
企画政策部長	津	嶋	陽	彦
企画政策部政策課長	相人	澤	良	子
" 政策課長補佐兼政策担当係長	森	下	喜	紹
" 政策課長補佐兼総合計画担当係長	横	山	雅	敏
" 総合計画担当課長	佐	藤	恵	美
" 財政課長	尾	崎	正	宏
"財政課長補佐兼財政担当係長	髙	木	秋	宗
" 秘書広報課長	関	• • •	正	宏
" 秘書広報課長補佐兼広報担当係長	加	藤		綾
"情報政策課長	増	原		平.
"情報政策課長補佐兼計画担当係長	坂	元	達	郎
" 情報政策課長補佐兼 I C T 施策担当係長	石	原	健 太	郎
企画政策部行政経営担当部長	有	ĴIJ	知	樹
" 行政経営課長	湯	・浅		忠
" 行政経営課長補佐兼行財政改革担当係長	小	栁	壮	太
" 行政経営課長補佐兼行財政改革担当係長	神	谷	恭仁	子
" 公共施設マネジメント課長	濵	本		孝
" 公共施設マネジメント課長補佐兼施設マネジメ	/m.			#=
ント担当係長	伊	藤		·集
" 公共施設マネジメント課長補佐兼施設マネジメント担当係長	戸	部	陽	介
" 公共施設マネジメント課長補佐兼財産担当係長	吉	崎	明	宏
総務部長	白		 克	彦

職		氏		 名
総務部総務課長	原	•		和
" 総務課長補佐兼総務担当係長	新	井	伸	次 郎
" 契約検査課長	細	 谷		毅
" 検査担当課長	後	藤	信	章
"職員課長	後	藤	•	仁
" 職員課長補佐兼人事研修担当係長	塩	田	尚	子。
" 労務・人事制度担当課長	松	本	高	志
総務部危機管理担当部長兼地域安全課長	河	原	順	
防災危機管理課長	秋	(田	淳	4
" 防災危機管理課長補佐兼防災危機管理担当係長	西	本	和	幸
" 地域安全課長補佐兼地域安全担当係長	藤	井		洋
市民部長	柳	瀨	正	明
市民部市民課長	山	本	清	隆
" 市民課長補佐兼管理担当係長	小	松	正	典
〃 市民サービス担当課長	赤	坂	慶	太
東部出張所長(副参事)	鬼	澤	晋	一郎
西部出張所長(副参事)	梅	田	真	吾
市民部税務課長	黒	山	忠	成
" 税務課長補佐兼市民税担当係長	尾	崎	元	治
" 税務課長補佐兼家屋・償却資産担当係長	諸	岡		介
" 収納課長	水	野		隆
" 収納課長補佐兼収納担当係長	髙	橋	·	理
地域振興部長	余	語		聡
地域振興部市民協働・男女参画推進課長	松	尾	英	条
" 市民協働・男女参画推進課長補佐兼市民協働担	内	田	直	樹
当係長	P P P	Р	, 臣 .	(izi
" 市民協働・男女参画推進課長補佐兼男女共同参	村	田	美	紀
画担当係長	13	<u>.</u> ————	. 天	<i>"</i> рц
〃 産業振興課長	. 齋	藤	貴	
" 産業振興課長補佐兼商工担当係長	脇	本_	夏	樹
地域振興部文化スポーツ担当部長兼健康福祉部健康・保険	篠	宫	智	á.
担当部長	1保	—	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
ッ 文化スポーツ課長	島	田	秀	幸
"文化スポーツ課長補佐兼文化振興・施設管理担	大	竹	博	文
当係長		. 1.1	147	
"文化スポーツ課長補佐兼文化財担当係長	小	· JII		望
"スポーツ振興担当課長	=		慎	二郎

• •

١.

	• .			٠.
	•		V- 1	•
職	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	氏	名	
子ども家庭部長	——— 伊	藤		子
子ども家庭部子育て支援課長	石	野	————— 義	史
" 子育て支援課長補佐兼学童担当係長	林		啓	介
" 家庭支援担当課長	栁	———— 瀬	<u> </u>	之
" 保育課長	森	田		明
" 保育課長補佐兼庶務担当係長	入	澤	秀	和
" 保育指導担当課長	永	· 田 "	弘	子
大沼保育園長(副参事)	· 島	根	慶	·子
喜平保育園長 (副参事)	白	倉	めぐ	み
津田保育園長 (副参事)	小	島	みゅ	き
小川保育園長 (副参事)	児	玉、	. 志	. 佳
小川西保育園長(副参事)	松	田	由	E
仲町保育園長(副参事)	西	稔	利江	子
花小金井保育園長(副参事)	青	木	睦	子
上宿保育園長 (副参事)	佐、	藤	典	子
上水南保育園長(副参事)	小	原	智	子
健康福祉部長	滝	澤	徳	
健康福祉部生活支援課長	井	出	実	紀
" 生活支援課長補佐兼保護担当係長	前	田	昌	彦
" 髙齢者支援課長	藤	. JII-	晶	雄
" 高齢者支援課長補佐兼計画担当係長	赤	坂	麻	由
	星	野	眞 由	美
ル 地域包括ケア推進担当課長	島	田	義	之
" 障がい者支援課長	岡	田	敬	夫
" 障がい者支援課長補佐兼事業推進担当係長	鈴	木	威	人
ル 健康推進課長	櫻	井		健
" 健康推進課長補佐兼予防担当係長	杉	本	. 周	司
" 健康推進課長補佐兼保健指導担当係長	永	田	幹	子
" 保険年金課長	澁	谷	俊	興
" 保険年金課長補佐兼国民健康保険担当係長	泂	野	由 里	子
. " 保険年金課長補佐兼後期高齢者医療担当係長	後	藤	弘	和
環境部長	田	中	博	晶
環境部環境政策課長	神	Щ.	伸	_
" 環境政策課長補佐兼計画推進担当係長	奥	村	修	· <u></u>
" 資源循環課長	足	立	浩	志
" 資源循環課長補佐兼管理担当係長	市	川	正	巳

職	氏		名	
ル 水と緑と公園課長	佐	藤	幹	也
〃 水と緑と公園課長補佐兼緑政担当係長	鹿	島	幸	宏
〃 水と緑と公園課長補佐兼用水担当係長	Щ	下	和	哉
ル 下水道課長	萩	原		学
" 下水道課長補佐兼庶務担当係長	小	野	髙	由
都市開発部長	村	田		潔
都市開発部都市計画課長	星	野	賢	
"都市計画課長補佐兼開発指導担当係長	·吉	田	将	人
# 建築指導準備課長	△清	水	幸	世
" 建築指導準備課長補佐兼管理担当係長	馬	場	健	悟
』 建築確認担当課長	田	村	<u> </u>	徳
" 公共交通課長	照	井	幸	枝
"地域整備支援課長	清	水	克	敏
"地域整備支援課長補佐兼地域整備支援担当係長	越	智	亮、	輔
都市開発部都市建設担当部長	省	藤	博	之
″ 道路課長	金	子	-	道、
" 道路課長補佐兼計画担当係長	郷	間	睦	仁.
" 道路課長補佐兼建設事業所担当係長	長	峯	直	人
" 道路課長補佐兼工事担当係長	乾		大	輔、
" 公共工事担当課長	菊	田	隆	幸
" 都市計画道路担当課長	眞	子	恭	徳
" 交通対策課長	和	田	明	浩
" 施設整備課長	石	Л	,順	`
" 施設整備課長補佐兼整備担当係長	桃	井	州	土
会計管理者兼会計課長	石	Л	進	司
会計課長補佐兼会計担当係長	Щ	鹿	寛	之

.

平総総発第 6 号 令和 2 年 5 月 7 日

小平市議会議長 磯 山 亮 殿

小平市長 小 林 正 則

小平市議会説明員の委任について (通知)

地方自治法第121条の規定による小平市議会の説明を令和2年5月7日から下記の者に 委任したので通知します。

記

職			氏	名	
市民部市民課長補佐兼特別定額給付金担当係長	·	野	П	文	男
" 市民課長補佐兼特別定額給付金担当係長	:	高	松	弘	· —

平教教教発第1号 令和2年4月1日

小平市議会議長 磯 山 亮 殿

小平市教育委員会 教育長 古 川 正 之

小平市議会説明員の委任について (報告)

地方自治法第121条の規定による小平市議会の説明を令和2年4月1日から下記の者に 委任したので通知します。

記

職	氏 名
教育長	古川正之
教育部長	川上吉晴
教育部教育指導担当部長兼指導課長	国富尊
教育部地域学習担当部長	安 部 幸一郎
教育部教育総務課長	市川裕之
" 教育総務課長補佐兼総務担当係長	山 本 真由美
" 教育総務課長補佐兼施設担当係長	金子浩司
″ 学務課長	飯島健一
" 学務課長補佐兼学事担当係長	松長功二
" 教育施策推進担当課 長	中 村 和 哉
" 指導課長補佐兼管理担当係長	岡 村 由美子
小平市立学校給食センター所長	関 口 優 一
教育部地域学習支援課長	季 高 一 成
" 地域学習支援課長補佐兼事業推進担当係長	野口文男
小平市中央公民館長	坂 本 伸 之
" 館長補佐兼事業担当係長	佐 藤 崇
小平市中央図書館長	利 光 良 平
" 館長補佐兼庶務担当係長	髙 松 弘 一
小平市立花小金井図書館長	橘 田 真

(写)

小平市議会議長 磯山 亮 殿

小平市選挙管理委員会 委員長 石 塚 信 治

小平市議会説明員の委任について

地方自治法第121条の規定による小平市議会の説明を、令和2年4月1 日から下記の者に委任したので通知いたします。

記

説明員の職・氏名

小平市選挙管理委員会事務局長

字野 智則

平 監 発 第 1 号 令和 2 年 4 月 1 日

小平市議会議長 磯 山 亮 殿

小平市代表監査委員 岡 村 健 司

小平市議会説明員の委任について

地方自治法第121条の規定による小平市議会の説明を、令和2年4月1日から下記の者に委任したので通知いたします。

記

1 小平市議会説明員職氏名小平市監査事務局長 橋本 隆寬

平総総発第5号 令和2年5月1日

小平市議会議長 磯 山 亮 殿

小平市長 小林正則

小平市議会説明員の変更について

地方自治法第121条の規定による小平市議会の説明員を委任した者について、下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 変更前 市民部市民サービス担当課長 赤 坂 慶 太
- 2 変更後 市民部市民サービス担当課長兼特別定額給付金担当課長 赤 坂 慶 太

平 監 発 第 5 5 号 令和 2 年 3 月 2 7 日

小平市議会議長 磯 山 亮 殿

小平市監査委員 岡 村 健 司 小平市監査委員 小 林 洋 子

小平市監査基準の策定について (通知)

地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)の規定により小平市監査基準を策定したので、同法の規定により別紙のとおり通知します。

小平市監査基準

目次

第1章 総則(第1条一第3条)

第2章 一般基準(第4条--第7条)

第3章 実施基準(第8条一第14条)

第4章 報告基準 (第15条-第19条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)の規定により、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の実施及び報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めることを目的とする。

(監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的)

- 第2条 小平市(以下「市」という。)において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。
- 2 監査委員は、この基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその 職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に 関する報告等を決定し、これを議会、市長及び関係のある委員会又は委員(以下 「議会及び市長等」という。)に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第3条 監査、検査、審査その他の行為のうち、この基準における監査等は次に掲げる るものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査(法第199条第1項の規定による監査) 財務に関する事務の執行 及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を 挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (2) 行政監査(法第199条第2項の規定による監査) 事務の執行が法令に適合 し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合 理化に努めているか監査すること。
- (3) 財政援助団体等監査(法第199条第7項の規定による監査) 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
- (4) 決算審査 (法第233条第2項及び公企法第30条第2項の規定による審査) 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
- (5) 例月現金出納検査(法第235条の2第1項の規定による検査) 会計管理者 等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
- (6) 基金の運用状況審査(法第241条第5項の規定による審査) 基金の運用の 状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われてい るか審査すること。
- (7) 財政健全化判断比率等審査 (健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査) 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
- 2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為(監査等を除く。)については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

第2章 一般基準

(倫理規範)

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準に則ってその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度、正当な注意及び守秘義務)

- 第5条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務 を遂行するものとする。
- 2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。
- 3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門性)

- 第6条 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた職 見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上及び 知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。
- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準 に則って遂行されるよう、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、 自らの専門能力の向上及び知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

- 第7条 監査委員は、この基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。
- 2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査 委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第3章 実施基準

(監査計画)

- 第8条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク (組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。
- 2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又 は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計

画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第9条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を 検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

- 第10条 前条の規定によるリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の 整備状況及び運用状況について情報を収集し、判断するものとする。
- 2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第11条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

- 第12条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。
- 2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第13条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、 監査等を行うものとする。

(監査専門委員等との連携)

- 第14条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。
- 2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員等との連携を図るものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

- 第15条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長等に提出するものとする。
- 2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその 意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があ ると認める事項については勧告することができる。
- 3 監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提 出するものとする。
- 4 監査委員は、決算審査、基金の運用状況審査及び財政健全化判断比率等審査を終 了したときは、意見を市長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

- 第16条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査 委員が必要と認める事項を記載するものとする。
 - (1) この基準に準拠している旨
 - (2) 監査等の種類
 - (3) 監査等の対象
- ・(4) 監査等の着眼点
 - (5) 監査等の実施内容
 - (6) 監査等の結果
- 2 前項第6号に掲げる監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、 重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委 員が必要と認める事項を記載するものとする。
 - (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した

限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出 納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

- (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。
- (5) 例月現金出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
- (6) 基金の運用状況審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した 限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確で あると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
- 3 第1項第6号に掲げる監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他 監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった 当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

- 第17条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものと する。
 - (1) 監査の結果に関する報告(財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。)の決定
 - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
 - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
 - (4) 決算審査に係る意見の決定
 - (5) 基金の運用状況審査に係る意見の決定
 - (6) 財政健全化判断比率等審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致

しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、 その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとと もに公表するものとする。

(公表)

- 第18条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。
 - (1) 監査の結果に関する報告の内容
 - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
 - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

- 第19条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容 を公表するものとする。
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告 に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

専決処分(小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例)の承認を求める ことについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり 専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月19日提出

小平市長 小 林 正 則

専決処分書

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定により、下記のとおり 専決処分する。

令和2年3月31日

小平市長 小 林 正 則

記

小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小平市国民健康保険条例(昭和34年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第28条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の小平市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

<該当条項抜粋>

新

(国民健康保険税の減額)

第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第9条第2項本文の基礎課税額からアに掲げ る額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、 61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を 減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円) 及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た 額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とす る。

- (1) (略)
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからウまで (略)

(国民健康保険税の減額)

第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第9条第2項本文の基礎課税額からアに掲げ る額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、 61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を 減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円) 及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た 額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とす る。

旧

- (1) (略)
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき28万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからウまで (略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した 金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) アからウまで (略)
- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した 金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) アからウまで (略)

専決処分(令和2年度小平市一般会計補正予算(第1号))の承認を求める ことについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり 専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月19日提出

小平市長 小 林 正 則

専決処分書

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定により、下記のとおり 専決処分する。

令和2年5月1日

小平市長 小 林 正 則

記

令和2年度小平市一般会計補正予算(第1号)(別紙)

令和2年度

小平市一般会計補正予算書 (第1号)

小 平 市

令和2年度小平市一般会計補正予算(第1号)

令和2年度小平市一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198億2,530万円を増額し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ889億1,130万円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

	款	項	補正前の額	補正額	計
16	国庫支出金		12, 832, 941	19, 825, 300	32, 658, 241
,	· ·	2 国庫補助金	1, 085, 094	19, 825, 300	20, 910, 394
	歳	合 計	69, 086, 000	19, 825, 300	88, 911, 300

(単位:千円)

款		項	補正前の額	補正額	計	
2 総務費			9, 464, 950	19, 825, 300	29, 290, 250	
		1 総務管理費	7, 488, 006	19, 825, 300	27, 313, 306	
歳	出	合 計	69, 086, 000	19, 825, 300	88, 911, 300	

令和2年度

小平市一般会計補正予算(第1号)説明書

第1 歳入歳出予算補正事項別明細書

	1.	歳	入	歳	出	予	算	補	正	総	括	表		1
•		-						•			. 4.			
•	2.	歳	• •	入		予		算		補	•	正		4
		-												
	3.	歳		. 出		予		算		補		Į.	•••••	6
				•			-	•		• ,				
第2	給	Î	. 4	与		費		明		細		書	•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••	8

第1歳入歳出予算補正事項別明細書

1. 歳入歳出予算補正総括表

(1) 歳入予算款別比較

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	· 計
16 国庫支出金	12, 832, 941	19, 825, 300	32, 658, 241
歳 入 合 計	69, 086, 000	19, 825, 300	88, 911, 300

(2) 歳出予算款別比較

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	9, 464, 950	19, 825, 300	29, 290, 250
歳 出 合 計	69, 086, 000	19, 825, 300	88, 911, 300

(3) 歳出予算款別財源内訳

				補 正
款	補正額			特
		分担金及 び負担金	使用料及 び手数料	国庫支出金
2 総 務 費	19, 825, 300			19, 825, 300
歳出合計	19, 825, 300			19, 825, 300

(単位:千円)

額	の	財	源	内	訳			
定	財	Ì	原					4
都	支出金		=======================================	者収入		地方債	その他	一般財源
-	-	\dashv	· · · · ·				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
<u> </u>								·
							• .	•

-2-

—3—

2. 歳 入 予 算 補 正

款	項	目	補正前の額	補正額	計
16	国庫	支出金	12, 832, 941	19, 825, 300	32, 658, 241
	2	国庫補助金	1, 085, 094	19, 825, 300	20, 910, 394
		1 総務費国庫補助金	162, 091	19, 825, 300	19, 987, 391

節		=× nn	
区 分	金額	説 明	· .
1 総務管理費補助金	19, 825, 300	015426 特別定額給付金給付事業費補助金(10/10) □事業実施による皆増 015427 特別定額給付金給付事務費補助金(10/10)	19, 600, 000
		015427 特別定額給付金給付事務費補助金(10/10) □事業実施による皆増	225, 300

3. 歳 出 予 算 補 正

						負	ń
款	項	目	補正前の額	補正額	計	区分	金 額
2	総系	务費	9, 464, 950	19, 825, 300	29, 290, 250		·
	1	総務管理費	7, 488, 006	19, 825, 300	27, 313, 306		
		8 情報システム運 営費	825, 349	37, 200	862, 549		
		台東		-	·	12 委 託 料	37, 200
		•	•	·			
•		14 特別定額給付金 給付事業費		19, 788, 100	19, 788, 100		
		和刊事来食				1 報 酬	924
						3 職員手当等	1, 920
						8旅 費	10
				·	,	10 需 用 費	615
						11 役 務 費	10, 905
				·		12 委 託 料	173, 176
						13 使用料及び 賃借料	550
						18 負担金、補 助及び交付 金	19, 600, 000

					(単位:十円 <i>)</i>
	説 ————————————————————————————————————			明明	
	財····································	源	内	訳	
国庫支出金	都支出金	地方債		. その他	一般財源
19, 825, 300					
19, 825, 300					·
37, 200					
10500000 情報政策課 021101 情報システ	ム管理・運営事業				37, 200
37, 200					
12-16 電算関係業務 □特別定額給	委託 付金給付事業実施に伴	うシステム改修	をによる増		37, 200
19, 788, 100					·
20500000 市民課 022331 特別定額給	付金給付事業				19, 788, 100
19, 788, 100					
01-92 会計年度任用 2人	職員(アシスタント職)報酬			924
03-02 各種手当 08-02 音通旅費 10-01 消耗品数本 10-04 印網製本 10-06 修繕運搬 11-01 通信 11-04 手 12-03 配務 12-07 事 12-09 サービス	託 委託				1, 920 10 358 207 50 100 10, 805 1, 176 154, 500 17, 500
13-01 借上料	給付金コールセンター				550
事務機器 18-13 補助金(直接 特別定額 □事業実施に	交付)	•			19, 600, 000
・・・□事業実施に	よる皆増				

第2 給 与 費 明 細 書

一般職

1 総 括

区分	職員数(人)		給 」	李 費	
区分		報酬	給料	職員手当等	計
	[1, 854] (42)				
補正後	890	1, 519, 581	3, 412, 629	3, 435, 762	8, 367, 972
	[1, 852] (42)	1.			
補正前	890	1, 518, 657	3, 412, 629	3, 433, 842	8, 365, 128
				<u> </u>	
	[2] (0)				
比較	0	924	0	1, 920	2, 844

※()内は再任用短時間勤務職員、[]内は会計年度任用職員の外書き人数です。

職員手当等の内訳

区分	扶養手当	管理職手当	管理職員特別 勤務手当	地域手当	住居手当
補正後	61, 260	119, 171	4, 527	574, 901	27, 360
補正前	61, 260	119, 171	4, 527	574, 901	27, 360
比較	0	0	0	0	0

(単位:千円)

共済費	合 計	備 考
1, 467, 372	9, 835, 344	
1, 467, 372	9, 832, 500	
0	2, 844	

時間外勤務手 当	特殊勤務手当	通勤手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当
332, 663	624	67, 845	1, 881, 420	45, 515	320, 476
330, 743	624	67, 845	1, 881, 420	45, 515	320, 476
1, 920	0	0	0	0	0

2 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額(千円)	增減事由別內訳(千円)
職員手当等	1, 920	その他の増減分	1, 920

説	明						
				•		. ,	
			·				•
特別定額給付金関係(時間外勤	務手当)の増分 1,920千円		•				
		· · · .	."	***			
					, ,	-	

令和2年度

小平市一般会計補正予算書(第2号)

小 平 市

令和2年度小平市一般会計補正予算(第2号)

令和2年度小平市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億870万9,000円を増額し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ906億2,000万9,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月19日提出

小平市長 小 林 正 則

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

	- ·				· (+E: 111)
	款	項	補正前の額	補正額	1
16	国庫支出金		32, 658, 241	1, 065, 331	33, 723, 572
		1 国庫負担金	11, 707, 022	39, 784	11, 746, 806
		2 国庫補助金	20, 910, 394	1, 025, 547	21, 935, 941
17	都支出金	-	10, 169, 216	507, 098	10, 676, 314
		2 都補助金	5, 324, 463	507, 098	5, 831, 561
20	繰入金		2, 568, 975	90,000	2, 658, 975
		2 基金繰入金	2, 563, 078	90, 000	2, 653, 078
22	諸収入		383, 812	46, 280	430, 092
		5 雑 入	334, 393	46, 280	380, 673
	歳 入	合 計	88, 911, 300	1, 708, 709	90, 620, 009

//X LI		<u> </u>		(中位: 111)
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		29, 290, 250	41, 257	29, 331, 507
	1 総務管理費	27, 313, 306	41, 257	27, 354, 563
3 民生費		35, 549, 699	335, 318	35, 885, 017
	1 社会福祉費	9, 464, 501	64, 046	9, 528, 547
	2 高齢者福祉費	4, 992, 054	46, 712	5, 038, 766
	4 児童福祉費	14, 975, 734	224, 560	15, 200, 294
4 衛生費		5, 746, 694	23, 030	5, 769, 724
	1 保健衛生費	2, 171, 384	23, 030	2, 194, 414
5 労働費	·	34, 879	6, 300	41, 179
	3 地域人材確保・育 成支援費	0	6, 300	6, 300
6 農業費		127, 825	19, 272	147, 097
	1 農業費	127, 825	19, 272	147, 097
7 商工費		173, 864	501, 200	675, 064
	1 商工费	173, 864	501, 200	675, 064
10 教育費		7, 237, 318	780, 861	8, 018, 179
,	1 教育総務費	675, 008	19, 500	694, 508
	2 小学校費	1, 615, 220	502, 226	2, 117, 446
	3 中学校費	1, 840, 358	200, 941	2, 041, 299
	5 保健体育費	1, 672, 028	58, 194	1, 730, 222
13 予備費		100, 000	1, 471	101, 471
	1 予備費	100, 000	1, 471	101, 471
歳出	合 計	88, 911, 300	1, 708, 709	90, 620, 009

令和2年度

小平市一般会計補正予算(第2号)説明書

次

第1 歳入歳出予算補正事項別明細書

目

	1.	歳	入	歳	出	予	算	補	正	総	括	表			1
	,				٠.							*			
·	2.	歳	•	入		予		算		補		正			4
	3.	歳		出		予		算		補		正			8
				•	•		•						•		
第2	¥	合	与	_	費		明	• }	細	Ħ	小			•••••	20

第 1 歳 入 歳 出 予 算 補 正 事 項 別 明 細 書

1. 歳入歳出予算補正総括表

(1) 歳入予算款別比較

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金	32, 658, 241	1, 065, 331	33, 723, 572
17 都支出金	10, 169, 216	507, 098	10, 676, 314
20 繰入金	2, 568, 975	90,000	2, 658, 975
22 諸収入	383, 812	46, 280	430, 092
歳入合計	88, 911, 300	1, 708, 709	90, 620, 009

(2) 歳出予算款別比較

			1
款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	29, 290, 2	50 41, 257	29, 331, 507
3 民生費	35, 549, 6	99 335, 318	35, 885, 017
4 衛生費	5, 746, 6	94 23, 030	5, 769, 724
5 労働費	34, 8	79 6, 300	41, 179
6 農業費	127, 8	25 19, 272	147, 097
7 商工費	173, 80	501, 200	675, 064
10 教育费	7, 237, 3	780, 861	8, 018, 179
13 予備費	100, 00	00 1,471	101, 471
歳出合	計 88,911,36	00 1, 708, 709	90, 620, 009

(3) 歳出予算款別財源内	訳			
				補正
款	補正額			特
	·	分担金及 び負担金	使用料及 び手数料	国庫支出金
· 2 総 務 費	41, 257			19, 328
3 民 生 費	335, 318			318, 243
4 衛 生 費	23, 030			
5 労 働 費	6, 300			
6 農 業 費	19, 272			
7商工費	. 501, 200			306, 177
10 教育費	780, 861			421, 583
13 予 備 費	1, 471			
歳出合計	1, 708, 709			1, 065, 331

額 の 財	源 内 訳							
定財	定 財源							
都支出金	諸収入	地方債 その他		一般財源				
	300			21, 629				
6, 712				10, 363				
23, 030								
4, 725				1, 575				
16, 060				3, 212				
157, 571				37, 452				
299, 000	45, 980		·	14, 298				
				1, 471				
507, 098	46, 280			90, 000				

2. 歳 入 予 算 補 正

款	項	目	補正前の額	補正額	計
16	国庫	支出金	32, 658, 241	1, 065, 331	33, 723, 572
	1	国庫負担金	11, 707, 022	39, 784	11, 746, 806
		2 民生費国庫負担金	10, 956, 322	39, 784	10, 996, 106
	2	国庫補助金	20, 910, 394	1, 025, 547	21, 935, 941
		1 総務費国庫補助金	19, 987, 391	372, 655	20, 360, 046
	ļ	2 民生費国庫補助金	536, 783	231, 309	768, 092
		5 教育費国庫補助金	32, 926	421, 583	454, 509
					-
17	都支	出金	10, 169, 216	507, 098	10, 676, 314
	2	都補助金	5, 324, 463	507, 098	5, 831, 561
		1 総務費都補助金	1, 833, 122	437, 571	2, 270, 693
	:	2 民生費都補助金	3, 023, 567	6, 712	3, 030, 279
		3 衛生費都補助金	70, 119	23, 030	93, 149
		4 労働費都補助金	12, 495	4, 725	17, 220
		5 農業費都補助金	35, 992	16, 060	52, 052
		8 教育費都補助金	139, 273	19, 000	158, 273

節		5W FD
区分	金 額	説 明
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
1 社会福祉費負担金	39, 784	010347 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(3/4) 39,784 □新型コロナウイルス感染症対策による増
1 総務管理費補助金	372, 655	015391 マイナポイント事業費補助金(10/10) 15,478 □マイナポイント予約(マイキーID設定)支援実施による皆増 015463 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(定額) 357,177 □新型コロナウイルス感染症対策による皆増
2 児童福祉費補助金	231, 309	□利型コロナウイルへ感染症対象による皆頃 015397 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金(10/10) 223,010 □新型コロナウイルス感染症対策による皆増 015398 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金(10/10) 8,299 □新型コロナウイルス感染症対策による皆増
1 小学校費補助金	301, 113	015413 学校保健特別対策事業費補助金(小学校)(1/2) 1,113 □新型コロナウイルス感染症対策による皆増 015452 公立学校情報機器整備費補助金(小学校)(2/3) 300,000 □事業実施による皆増
2 中学校費補助金	120, 470	015414 学校保健特別対策事業費補助金(中学校)(1/2) 470 □新型コロナウイルス感染症対策による皆増 015453 公立学校情報機器整備費補助金(中学校)(2/3) 120,000 □事業実施による皆増
3 緊急対策特別交付金	437, 571	015425 東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金(定額) 437,571 □新型コロナウイルス感染症対策による皆増
2 高齢者福祉費補助金	6, 712	011177 地域医療介護総合確保基金事業(10/10、うち国2/3) □補助対象事業費の増
1 保健衛生費補助金	23, 030	015236 妊娠・出産子育て応援事業(10/10・1/6) 23,030 □新型コロナウイルス感染症対策による増
2 地域人材確保・育成 支援費補助金	4, 725	010651 地域人材確保総合支援事業費補助金(3/4) 4,725 □事業実施による皆増
1 農業費補助金	16, 060	010315 都市農地保全支援プロジェクト(3/4) 16,060 □事業実施による皆増
1 教育総務費補助金	19, 000	015451 東京都家庭学習通信環境整備支援事業補助金(10/10) 15,200 □新型コロナウイルス感染症対策による皆増

款	項	目	補正前の額	祖 正 額	計
17	2	8			
20	繰り	(金	2, 568, 975	90, 000	2, 658, 975
	2	基金繰入金	2, 563, 078	90, 000	2, 653, 078
		1 財政調整基金繰入金	1, 550, 000	90, 000	1, 640, 000
22	諸刂	又入	383, 812	46, 280	430, 092
	5	雑 入	334, 393	46, 280	380, 673
		1 雑 入	334, 393	46, 280	380, 673

節		음사. DD
区 分	金 額	明 ————————————————————————————————————
		015464 東京都オンライン学習環境整備支援事業補助金(10/10) 3,800 □新型コロナウイルス感染症対策による皆増
1 財政調整基金繰入金	90, 000	000357 財政調整基金繰入金 □基金繰入金の増 90,000
-		
1 雑 入	46, 280	011543 自治総合センターコミュニティ助成金(地域防災組織) 300 □補助対象項目の増による皆増 015396 学校臨時休業対策費補助金(小学校) □新型コロナウイルス感染症対策による皆増 015465 学校臨時休業対策費補助金(中学校) □新型コロナウイルス感染症対策による皆増

3. 歳 出 予 算 補 正

,						貿	Ď
款	項	目	補正前の額	補正額	計	区分	金 額
2	総系	务费	29, 290, 250	41, 257	29, 331, 507		
	1	総務管理費	27, 313, 306	41, 257	27, 354, 563		
		1 一般管理費	2, 090, 318	2, 244	2, 092, 562		-
						10 需 用 費	2, 244
	•				·		
	-	8 情報システム運 営費	862, 549	19, 328	881, 877		
: : :		HA 1				1報 酬	1, 260
						10 需 用 費	336
						12 委 託 料	17, 355
					·	13 使用料及び 賃借料	377
		0 45453443	000 057	200	900 657		
		9 安全安心まちづ くり費	208, 357	300	208, 657		
						18 負担金、補 助及び交付 金	300
		11 市民文化会館費	503, 510.	19, 385	522, 895		
				. •		22 償還金、利 子及び割引 料	19, 385

=	説 ————————————————————————————————————			明	•
	財	源	内	訳	
国庫支出金	都支出金	地	上方債	その他	一般財源
19, 328				300	21, 629
19, 328				300	21, 629
	-				2, 244
5100000 総務課 20708 庁舎管理事	業				2, 244
-				•	2, 244
10-01 消耗品費 □新型コロナ	ウイルス感染症対策に	こよる増			2, 244
19, 328					
0500000 情報政策課 021101 情報システ	、 ・ム管理・運営事業				19, 328
19, 328					
0人→8人	職員(アシスタント耶				1, 260
10-01 消耗品費	ント予約 (マイキー] ント予約 (マイキー]				336
12-09 サービス業務 マイキー	委託 ID設定支援 ント予約(マイキー]		,		13, 505
12-16 電算関係業務 子育て世	委託 帯への臨時特別給付金	於対応改修	又抜美心による) 省項	3, 850
13-01 借上料 各種シス	ウイルス感染症対策に テム機器借上 ント予約(マイキー]		支援実施による	5増	377
		1 .		300	
5700000 防災危機管 22706 防災関係団	理課 体の育成事業		<u> -</u>		300
			·	300	-
18-14 補助金(行政 自主防災 □補助対象項	団体等) 組織 目の増による増				300
	-			-	19, 385
5800000 文化スポー 24502 市民文化会	ツ課 館管理運営事業				19, 385
		1.			19, 385
	l				-

							î		-
款	項	目	補正前の額	補正額	計	区	分	金額	_
3	民生		35, 549, 699	335, 318	35, 885, 017				_
	1	社会福祉費	9, 464, 501	64, 046	9, 528, 547				_
		1 社会福祉総務費	651, 306	53, 046	704, 352		<u>.</u>		_
						12 委	託 料	1, 40	00
				:		19 扶	助費	51,64	<u>1</u> 6
									_
i		3 障害者自立支援 給付費	5, 044, 404	11,000	5, 055, 404				_ .
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				18 負担 助力 金	担金、補 及び交付	11,00)0
; ;									_
	2	高齢者福祉費	4, 992, 054	46, 712	5, 038, 766				_
·		2 介護予防・生活 支援事業費	364, 894	46, 712	411, 606		•		_
	•	入版书来员				18 負担 助力 金	担金、補 及び交付	46, 71	2
							<i>*</i> * .	,	_
							-		_
	4	児童福祉費	14, 975, 734	224, 560	15, 200, 294				_
,	-	8 子育て世帯への 臨時特別給付金 事業費	·	224, 560	224, 560	11 役	務 費	1,55	-
							· · ·		- -

	説		明	
	財	源内	訳	
国庫支出金	都支出金	地方僨	その他	一般財源
318, 243	6, 712			10, 363
50, 784				13, 262
39, 784				13, 262
35100000 生活支援課 030973 生活困窮者	自立支援事業			53, 046
39, 784				13, 262
12-14 相談等委託 19-07 その他扶助費 住居確保 □新型コロナ	給付金 ウイルス感染症対策に	よる増		1, 400 51, 646
11,000				
35300000 障がい者支031374 障がい事業	援課 所等業務継続支援事業			11, 000
11,000				
18-10 補助金(福祉 障がい事 □新型コロナ	団体等) 業所等 ウイルス感染症対策に	よる皆増		11,000
40,000	6, 712			
40, 000	6,712			
35200000 高齢者支援 031130 施設開設準	課 備経費等支援事業			6, 712
	6, 712			
18-10 補助金(福祉 小規模多 □補助対象施		0施設→1施設 額の増		6, 712
031153 介護事業所	業務継続支援事業			40, 000
40,000				
18-10 補助金(福祉 介護事業 □新型コロナ	団体等) 所 ウイルス感染症対策に	よる皆増	-	40, 000
227, 459				△2,899
227, 459				△2, 899
30100000 子育て支援 030325 子育て世帯	課 への臨時特別給付金事			224, 560
227, 459				△2, 899

						É	ń
款	項	目	補正前の額	補正額	計	区分	金額
3	4	8				18 負担金、補 助及び交付 金	223, 010
	一	<u> </u> 生 費	5, 746, 694	23, 030	5, 769, 724		
4			2, 171, 384	23, 030	2, 194, 414		
	1	3 保健衛生指導費	252, 805	23, 030	275, 835		-
		O NICHTIATA	202, 000	20, 000	_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	7 報 償 費	23, 030
			<u>.</u> .				·
5		動 費	34, 879	6, 300	41, 179	·	
	3	地域人材確保・育成 支援費		6, 300	6, 300		
	*	1 地域人材確保・ 育成支援費		6, 300	6, 300		
			• . :			12 委 託 料	6, 300
			1	·	•		
.6	農業	業 費	127, 825	19, 272	147, 097		
	1	農業費	127, 825	19, 272	147, 097		
		3 農業振興費	73, 550	19, 272	92, 822		
	,					18 負担金、補 助及び交付 金	19, 272
7	商	L 費	173, 864	501, 200	675, 064		
	1	商工費	173, 864	501, 200	675, 064		·

				(単位:千円)
	説 		明明	
	財	源	内 訳	
国庫支出金	都支出金	地方債	その他	一般財源
11-04 手数料 18-13 補助金(直接 子育て世 □新型コロナ	交付) 帯への臨時特別給付金 ウイルス感染症対策に	よる皆増		1, 550 223, 010
	23, 030			
	23, 030			
·	23, 030			
35500000 健康推進課 040567 子育て世代	包括支援センター事業 23,030			23, 030
07-03 記念品等 育児パッ □新型コロナ		よる増		23, 030
	4, 725			1, 575
	4, 725			1, 575
	4, 725			1, 575
25400000 産業振興課 050713 小平市女性	再就職サポート事業			6, 300
	4, 725			1, 575
12-09 サービス業務 小平市女 □事業実施に	性再就職サポート事業			6, 300
	16,060			3, 212
	16,060			3, 212
	16,060			3, 212
25400000 産業振興課 060335 都市農地保	全支援プロジェクト事	業		19, 272
	16, 060			3, 212
18-11 補助金(産業 都市農地 □事業実施に	団体等) 保全支援プロジェクト よる皆増			19, 272
306, 177	157, 571			37, 452
306, 177	157, 571			37, 452

		** *** *******************************	5.5		10		· 節
款	項	Ħ	補正前の額	補正額	計	区分	金額
7	1	2 商工振興費	106, 274	501, 200	607, 474		0.00
					8. 3	10 需 用 張	₹ 67
						11 役 務 費	638
		. 1	tl	я		18 負担金、補助及び交付金	500, 495
			(4		e e		
10 青	教育		7, 237, 318	780, 861	8, 018, 179	*	
	1	教育総務費	675, 008	19, 500	694, 508		
		2 教育指導費	339, 538	19, 500	359, 038		
			a			10 需 用 費	ት 500
				÷		11 役 務 費	11, 400
s						12 委 託 郑	3, 800
			er er			13 使用料及で 賃借料	3, 800
				u			
	2 / [小学校費	1, 615, 220	502, 226	2, 117, 446	6.6	
		1 学校管理費	1, 148, 797	500,000	1, 648, 797		
			1		a.	12 委 託 米	50,000
,			1		,	17 備品購入費	450, 000

	説		明	
	財	源内	訳	
国庫支出金	都支出金	地方債	その他	一般財源
306, 177	157, 571		100 100 100 100 100 100	37, 452
25400000 産業振興課 270511 商工会補助事	業			1, 200
				1, 200
	売促進 イルス感染症対策に			1, 200
	業等支援給付金事業			500, 000
306, 177	157, 571			36, 252
10-01 消耗品費 11-01 通信運搬費 18-13 補助金(直接交付 家賃支援 □新型コロナウ	付) イルス感染症対策に	よる皆増		67 638 499, 295
421, 583	299,000		45, 980	14, 298
	19,000		part of part of the second	500
	19,000			500
70300000 指導課 100746 家庭学習通信3	環境整備支援事業			19, 500
	19,000			500
10-06 修繕料 11-01 通信運搬費 12-16 電算関係業務委 13-01 借上料 モバイルルー □新型コロナウ		よる皆増	理をある 380分の タブルト	500 11,400 3,800 3,800 6阳家庭(二.
301, 113	200,000			1, 113
300, 000	200,000			
70200000 学務課 100504 小学校施設維	持管理事業			500, 000
300, 000	200,000			
12-16 電算関係業務委 17-06 教材教具等購入	託費			50, 000 450, 000

						貨	ń
款	項	目	補正前の額	補正額	計	区分	金額
10	2	1					
		3 学校保健体育費	114, 773	2, 226	116, 999		
				,	·	10 需 用 費	2, 226
			·	·			
	3	中学校費	1, 840, 358	200, 941	2, 041, 299		-
	Ĭ	1 学校管理費	1, 546, 774	200,000	. 1, 746, 774		
	-					12 委 託 料	20,000
						17 備品購入費	180, 000
,			·				
		3 学校保健体育費	54, 708	941	55, 649		
						10 需 用 費	941
	5	保健体育費	1, 672, 028	58, 194	1, 730, 222		
		1 保健体育総務費	168, 408	1, 700	170, 108		
:			,		,	22 償還金、利 子及び割引 料	1, 700
				·			
	·	4 学校給食費	1, 119, 078	56, 494	1, 175, 572		·
						21 補償、補填 及び賠償金	56, 494
			·				

	—————————————————————————————————————	:		(幸匹・1口)
	財	源		
国庫支出金	都支出金	地方僨	その他	一般財源
タブレッ □GIGAス	トPC端末 クール構想実施による	皆増		
1, 113	·			1, 113
70200000 学務課 100511 小学校保健	(各種検診・検査等)事	業		2, 226
1, 113				1, 113
10-01 消耗品費 □新型コロナ	ウイルス感染症対策に	よる増		2, 226
120, 470	80,000			471
120, 000	80,000			,
70200000 学務課 100513 中学校施設	維持管理事業			200, 000
120, 000	80,000			
12-16 電算関係業務 17-06 教材教具等購 タブレッ □GIGAス	委託 入費 トPC端末 クール構想実施による	皆増		20, 000 180, 000
470				471
70200000 学務課 100520 中学校保健	(各種検診・検査等)事	業		941
470				471
10-01 消耗品費 □新型コロナ	ウイルス感染症対策に	よる増		941
			45, 980	12, 214
				1, 700
25800000 文化スポー 101101 文化スポー	ツ課 ツ課の運営事業(保健 	体育費分)		1, 700
				1,700
22-05 還付金 □新型コロナ	ウイルス感染症対策に	よる増		1,700
			45, 980	10, 514
70200000 学務課 100521 小学校給食	運営事業			45, 631
	· .		35, 795	9, 836
21-01 補償金				45, 631

					i		Î	節	
款	項	. 目	補正前の額	補正額計		区	分	金	額
10	5	4					٠.		
			·						
13	予值	崩 費 	100, 000	1, 471	101, 471		•		
	1	予 備 費	100, 000	1, 471	101, 471				
		1 予 備 費	100, 000	1, 471	101, 471	- <u>-</u> -			
							· 		

·	説			明	
·	財	源	内	訳	
国庫支出金	都支出金	地方債		その他	
給食補償 □新型コロナ	費 ウイルス感染症対策に	よる皆増			
100522 中学校給食	運営事業				10, 863
				10, 185	678
21-01 補償金 給食補償 □新型コロナ	費 ウイルス感染症対策に	よる皆増			10, 863
		1			1, 471
· ,		·			1, 471
				·	1, 471
10600000 財政課 130101 予備費				•	1, 471
					1, 471
29-01 予備費 □歳入予算と	の調整額	·			1, 471

第2 給 与 費 明 細 書

一般哨

1 総 括

	1000日 246 / 1)		給 4	字 費	
区 分	職員数(人)	報酬	給 料	職員手当等	計
補正後	[1, 862] (42) 890	1, 520, 841	3, 412, 629	3, 435, 762	8, 369, 232
補 正 前	[1, 854] (42) 890	1, 519, 581	3, 412, 629	3, 435, 762	8, 367, 972
比 較	[8] (0)	1, 260	0	0	1, 260

※()内は再任用短時間勤務職員、[]内は会計年度任用職員の外書き人数です。

職員手当等の内訳

区 分	扶養手当	管理職手当	管理職員特別 勤 務 手 当	地域手当	住居手当
補正後	61, 260	119, 171	4, 527	574, 901	27, 360
補正前	61, 260	119, 171	4, 527	574, 901	27, 360
比較	0	0	0	0	0

(単位:千円)

共済費	合 計	備	考
1, 467, 372	9, 836, 604	-	
1, 467, 372	9, 835, 344		
0	1, 260		

			<u>-</u>			(井広・111)
時間手	引外 勤 務 当	特殊勤務手当	通勤手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当
	332, 663	624	67, 845	1, 881, 420	45, 515	320, 476
	332, 663	624	67, 845	1, 881, 420	45, 515	320, 476
	0	0	0	0	0	0

令和2年度

小平市国民健康保険事業特別会計 補正予算書(第1号) 令和2年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)

令和2年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億100万円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月19日提出

小平市長 小 林 正 則

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 都支出金		11, 156, 922	5, 000	11, 161, 922
	1 都補助金	11, 156, 921	5, 000	11, 161, 921
歳入	合 計	16, 996, 000	5, 000	17, 001, 000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		11, 100, 000	5, 000	11, 105, 000
	7 傷病手当金	0	5, 000	5,000
歳 出	合 計	16, 996, 000	5, 000	17, 001, 000

令和2年度

小平市国民健康保険事業特別会計 補正予算(第1号)説明書

第1 歳入歳出予算補正事項別明細書

1.	歳ノ	、歳 出	予算補	直正 総 括	表	*******	,	1
•				•				
•					•			,
2.	歳	入	予 第	ī 補	正		•	4
3.	歳	Ж	予	i 補	正	<i>A</i>		6

第 1 歳 入 歳 出 予 算 補 正 事 項 別 明 細 書

1. 歳入歳出予算補正総括表

(1) 歳入予算款別比較

(単位:千円)

款		補正前の額	補 正 額	計	
5 都	支出金	11, 156, 922	. 5,000	11, 161, 922	
	歳入合計	16, 996, 000	5, 000	17, 001, 000	

(2) 歳出予算款別比較

款	補正前の額	補 正 額	計	
2 保険給付費	11, 100, 000	5, 000	11, 105, 000	
歳出合計	16, 996, 000	5, 000	17, 001, 000	

(3) 歳出予算款別財源内訳

				補正	
款	補正額	•		特	
		分担金及 び負担金	使用料及 び手数料	国庫支出金	
2 保険給付費	5,000				
歳出合計	5,000				

(単位:千円)

額	の	財	源	内	訳						
定	財	ì	原								
都	支出金		Ē.	省収入		地方債	その他	一般貝		才源	
	5, 0	000									
	5, 0	00							 .		

-3-

2. 歳 入 予 算 補 正

款	項	I	補正前の額	補正額	計
5	都支	出金	11, 156, 922	5, 000	11, 161, 922
	1	都補助金	11, 156, 921	5, 000	11, 161, 921
		1 保険給付費等交付金	11, 156, 920	5, 000	11, 161, 920

節				97	
区分	金	額	説	明	
				-	
2 特別交付金		5, 000	013131 特別調整交付金(市町村分) □特別調整交付金(市町村分)	の増	5, 000

3. 歳 出 予 算 補 正

					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	節				
款	項	目	補正前の額	補正額	計	区	分	金	額	
2 保険給付費			11, 100, 000	5, 000	11, 105, 000					
	7	傷病手当金		5, 000	5, 000					
	1 傷病手当金			5, 000	5, 000					
:					-	18 負担金助及7	金、補 び交付		5, 000	
							,			

	説			明	
	財	源	内	訳	
国庫支出金	都支出金		地方債	その他	一般財源
	5,000				
	5,000				
	5,000				
220115 傷病手当金	支給事業				5, 000
	5,000				
18-03 負担金(その □傷病手当金)他) 全の支給に伴う皆増				5, 000

小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小平市国民健康保険条例(昭和34年条例第9号)の一部を次のように改正する。 附則に次の7項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

- 16 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 17 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。
- 18 傷病手当金の支給期間は、傷病手当金の支給を始めた日から起算して1年6月を超

えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

- 19 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者については、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第17項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 20 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 21 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する規定の適用)

22 附則第16項から前項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月 1日から規則で定める日までの間に属する場合について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年5月19日提出

小平市長 小 林 正 則

小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

<該当条項抜粋>

18 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 16 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険 法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受け ている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型イン フルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に 規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」 という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑 われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、そ の労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日か ら労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた 日について、傷病手当金を支給する。 17 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する 月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で 除して得た額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、 5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとす る。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるとき は、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に 切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定

する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額 (その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円 未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。

18 <u>傷病手当金の支給期間は、傷病手当金の支給を始めた日から起算して1</u> <u>年6月を超えないものとする。</u>

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給 与等との調整)

- 19 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該 感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けること ができる者については、これを受けることができる期間は、傷病手当金を 支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第17項の規 定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 20 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

21 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所 の事業主から徴収する。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関 する規定の適用)

22 <u>附則第16項から前項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和</u> 2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合について適用する。

議 事 日 程 (第1号) (案)

令和2年5月19日(火)午前9時開会·開議

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名議員の指名

16 竹井ようこ議員、17 さとう悦子議員、18 鈴木だいち議員

第 3 諸報告

第 4 議案第15号 専決処分(小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例)

の承認を求めることについて

(即決)

市長提案説明、質疑、討論、採決

第 5 議案第16号 専決処分(令和2年度小平市一般会計補正予算(第1号))

の承認を求めることについて

(即決)

市長提案説明、質疑、討論、採決

第 6 議案第17号 令和2年度小平市一般会計補正予算(第2号)

(総務委員会付託)

市長提案説明、質疑、付託

第 7 議案第18号 令和2年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1

号)

(厚生委員会付託)

市長提案説明、質疑、付託

第 8 議案第19号 小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(厚生委員会付託)

市長提案説明、質疑、付託

※休憩 ①総務委員会、②厚生委員会(全員協議会室)

追加日程(第1号追加の1)

第 1 議案第17号 令和2年度小平市一般会計補正予算(第2号)

(総務委員会審査報告)

小野高一委員長 審査報告(登壇)、

採決

第 2 議案第18号 令和2年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1

号)

(厚生委員会審查報告)

山岸真知子委員長 審査報告(登壇)、

採決

医神经病 网络维斯 化自己基础系统的 电流 医二氯酸二氢医去物 法

一点一直的海河。退離,從在幾个多点。但其實的工作的一個說實驗。

对原聚工一个中国企业。 化酸液酸液溶解和酶自己生产,中的成熟。 计对话 人名玻璃

17、艾爾克斯英語與實際 \$1000 A \$100 A \$10 A \$10 A

一、连续的一个加速大量的大量的重要的数据中的交流的形式。

ing the programme the second contraction of the con

randing of the complete of a bigger of the control of the control

(1966) (1966) (1966) (1966) (1966) (1966) (1966) (1966) (1966) (1966) (1966) (1966) (1966) (1966) (1966) (1966)

and the second of the second of

THE WAY IN BUILDING

新·纳·赫·尔蒙 医主物精节动性炎 医马

湖鄉 网络农工特别人民的 我们是不是他们其中。

公司中国的 医脱毛 医髓髓髓髓髓髓

名·安· 《新闻》 [新出》 [新] [新] [新] [新]

THE WAR WHITE THE PARTY OF THE

三、中国等一、大概等的一个种"特别的"中国"等的唯作。

,以称为"一点"的对象,最为是"大家和新兴"。

人名英格兰 医多路性 的复数经济 医毒性虫

水体建筑

山岸真知子委員長 審査報告(登壇)、

ga Bara Maria

· 医多种毒素 医多种

主有理题语言 能過過過過過

采决

.

厚 生 委 員 会 日 程

令和2年5月19日 (火) 全 員 協 議 会 室

《審 査》

日程		件	名		備	考
第1	議案第18号 (2.5.19付託)	令和2年度小平 (第1号)	市国民健康保険事業特別会計補正予算	7	*	
第2	議案第19号 (2.5.19付託)	小平市国民健康	保険条例の一部を改正する条例		*	

※印は新規案件

※事務報告はありません。

令和 2 年 5 月 19 日 厚 生 委 員 会 議案第 18 号関係資料

令和2年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)概要

1 補正額

(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
16, 996, 000	5,000	17, 001, 000

2 内容

新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染した国民健康保険の被保険者等に傷病 手当金を交付するため、歳入では都支出金を増額し、歳出では保険給付費を増額する。

歳 入

5-1-1 保険給付費等交付金の増

500 万円

・傷病手当金の給付に係る特別交付金の増 (支給に必要な費用は国が東京都を通じて全額交付する)

歳出

2-7-1 傷病手当金の増

500 万円

・傷病手当金新設に伴う増

小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

1 概要

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾(新型コロナウイルス感染症本部決定)において、「国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者(発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む)に対する傷病手当金の支給について小平市国民健康保険条例の一部を改正するもの。

2 改正の内容

傷病手当金については、国保制度上は任意給付となっており、新型コロナウイルス感染症に 感染した被用者が休みやすい環境を整備するため、小平市国民健康保険条例の一部を改正する。

【対象者】

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

【支給対象となる日数】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

【支給額】

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 *1日当たり上限30,887円

【適用期間】

令和2年1月1日~9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間 *ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで

3 施行期日

公布の日

議 事 日 程 (第1号追加の1)

令和2年5月小平市議会臨時会令和2年5月19日(火)

第 1 議案第17号 令和2年度小平市一般会計補正予算(第2号) (総務委員会審査報告)

第 3 議案第19号 小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (以上2件一括・厚生委員会審査報告)

小平市議会議長 磯山 亮 殿

総務委員長 小野高一

総務委員会議案審査報告書

本委員会は、審査の結果下記のとおり決定したので、小平市議会会議規則第83条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果		
議案第17号	令和2年度小平市一般会計補正予算(第2号)	原案可決		
成米分11万	(令和2年5月19日付託)	冰条可 认		

小平市議会議長 磯山 亮 殿

厚生委員長 山岸 真知子

厚生委員会議案審査報告書

本委員会は、審査の結果下記のとおり決定したので、小平市議会会議規則第83条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第18号	令和2年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号) (令和2年5月19日付託)	原案可決
議案第19号	小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (令和2年5月19日付託)	原案可決